

平成23年5月9日

各 位

会社名 大同特殊鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 嶋尾 正
(コード番号 5471 東、名証第1部)
問合せ先 総務部長 平林 一彦
(TEL. 052-963-7501)

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について

当社は、平成21年5月7日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上を目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(以下「原対応方針」といいます。)の導入を決定の上、同日付けで公表し、また、買収防衛策に関する定款変更議案及び原対応方針の導入に関する議案については平成21年6月26日開催の当社第85期定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決頂いております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成23年6月開催予定の当社第87期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)に対して、原対応方針から継続して本対応方針(下記Ⅲ.1.において定義されます。以下同じです。)を導入することを、平成23年5月9日開催の当社取締役会において決定いたしましたので、お知らせします。本対応方針に係る手続の流れの概要については、添付ご参考資料1をご参照下さい。

なお、本対応方針は、原対応方針から実質的内容に変更はありません。

また、本対応方針の有効期間は、平成25年6月に開催予定の当社第89期定時株主総会の終結時までといたします。

(注1) 「特定株主グループ」とは、(i)①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)の所有者(同項に規定する所有者をいい、同条第3項の規定に基づき所有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)及び②その共同所有者(同条第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項本文に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)、並びに、(ii)①当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)を行う者及び②その特別関係者(同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)を意味します。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

(注2) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の所有者及びその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。)、又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)の合計をいいます。なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするものであったり、株主の皆様にご迷惑を及ぼす事実上強要する

ものであったり、又は、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 1. の企業価値向上に向けた取組み、及び、下記 2. のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I. に記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)の実現に資するものであると考えております。

1. 企業価値向上に向けた取組み

経済のグローバル化や環境・エネルギー問題の深刻化、情報化社会の拡大とIT技術の進化など、企業を取り巻く経営環境は急速に変化しております。大同特殊鋼グループは高度な技術を持った特殊鋼のグローバルサプライヤーとしての地位を磐石なものとするため、『戦略投資の推進』と『財務体質の強化』への取組みを総力を挙げて推進し、企業価値最大化、株主価値最大化を目指した経営を行ってまいります。

こうした認識のもと、自動車関連事業については「Keyテクノロジーの深化とグローバル市場戦略の推進」、またインフラ、エネルギー、環境関連等の事業については「拡大市場への積極展開」を基本方針として、徹底した収益性の改善と成長戦略の推進を図るべく、以下に掲げる課題に取り組んでまいります。

(1) ものづくり競争力の再構築

自動車・産業機械等の当社グループの主要な需要分野においては、今後製造業の海外シフトによる国内需要の縮小、自動車の小型化やEV化等の機構変化による特殊鋼原単位の低下など、将来的に大きな構造変化が到来すると考えられます。また一方では、新興国経済の発展にともなってグローバル市場における特殊鋼需要は大きく拡大し、中でも中国をはじめとする東アジア市場の発展は、地理的な優位性からも大きなビジネス

チャンスとして考えることが出来ると思われます。こういった経営環境変化に対応するため、世界レベルでのコスト競争力確保とグローバル需要の拡大に向けた抜本的な事業構造改革を推進してまいります。

当社の主力工場である知多工場の最適生産レイアウトの検討をはじめ、コスト削減と働きやすい職場づくりの両立を目指した生産自動化の推進、管理部門の業務効率化を狙った管理システムの刷新等の施策を推進し、グローバル市場における比較優位性を“ものづくり競争力の強化・再構築”によって実現してまいります。

(2) 市場・顧客との関係強化

今後世界的に需要が拡大していく分野は、地球環境の保全に対応した環境関連商品やインフラ・資源・エネルギー産業の関連商品、更にはIT・グローバリゼーション・少子高齢化等の社会変化に対応した商品が考えられます。これらの需要の拡大に対し、当社は独自の技術・開発力に基づいた将来性豊かな商品群を保有しております。ハイブリッド車用軟磁性粉末をはじめとした次世代自動車関連部品や高い世界シェアを保有する航空機用ジェットエンジンシャフト、火力発電用ガスタービン部材などの自由鍛造品、さらにはレアアース添加量を削減したネオジム磁石など、これら「戦略商品群」は社会貢献の視点からも大きな期待をもって見られています。

当社グループは「戦略商品群」をはじめとした高付加価値分野の拡充を続け、拡大する市場・顧客との関係強化を推進して行くことで、新たな需要の開拓と深耕を図ってまいります。

(3) 海外展開の加速

アジアを中心とした新興国市場の成長は今後も世界経済の牽引役となり、それに伴うインフラ需要の拡大、自動車など耐久消費財需要の増加によって当社のビジネスチャンスも大きく広がって行くと考えられます。こうしたグローバル需要の拡大に対し、当社グループはグローバル供給力の強化、海外営業・調達拠点拡充等の施策を推し進めてまいります。

2010年度の取組みとしては、11月にインドの大手特殊鋼専門メーカー、サンフラッグ社と技術支援契約を締結し、インド市場での事業基盤の足掛りとするべく協力関係を築きました。また2011年1月には大同特殊鋼（上海）有限公司を設立し、中国における当社グループの戦略活動拠点として事業活動を開始しております。更には東アジア市場での高級構造用特殊鋼拡販のため、米国特殊鋼メーカーのティムケン社と販売アライアンスを実施しておりますが、昨年度については対象アイテムの拡充を鋭意進めてまいりました。今後もこういった取組みの中で当社の持てる技術的ポテンシャルを最大限に活かしたグローバル戦略を推進してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、変化の激しい経営環境に対応すべく、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つと認識し、経営の効率化、意思決定の適正化・迅速化及び経営の透明性の確保に向けた取組みを行っております。

また、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、『大同特殊鋼企業倫理憲章』を制定し、社会に開かれた企業としての基盤の整備に努めております。なお、財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制委員会」を設置しております。これらの詳細は(3)「リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりです。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用しております。また、当社では、社外監査役 2 名、及び社外取締役 1 名を選任し、それぞれの立場から取締役の業務執行を監査及び監視することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

② 内部統制システムの整備の状況

当社では、コンプライアンス、環境管理、安全管理、品質保証等の各統括部門において、内部統制を行うと同時に、内部監査部門において、それらの各統括部門の内部統制が、法順守性を伴いながら有効且つ効率的に機能しているかを、常時モニタリングしております。さらに、各事業部門には「自主点検リスト」により、自らの業務の規則準拠性や妥当性を定期的に確認させております。

また、内部監査部門は、内部統制システムの充実により確実なものにするために、監査役及び監査法人との連携を取りながら監査及び自主点検を行い、また、その結果を、随時経営マネジメントに報告しております。

グループ全体に関しては、当社内部監査部門がグループ各社に定期的に往査して、内部統制状況等を確認する巡回監査を実施しています。また、それに加え、グループ各社を対象にした「グループ監査研究会」を開催し、各社間で監査事例の交換、各社の監査実施責任者の監査技術の研鑽等に努めております。

なお、一昨年度から適用が開始された「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状

況評価との双方向的な運営を図り、モニタリングの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクマネジメント及びコンプライアンス重視の経営を実践しております。

具体的には、リスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」にて定めているほか、当社グループにおいて近い将来に発生が予想されるリスク及び潜在的リスクのマネジメントについて審議し、当社常勤役員会及び当社取締役会の諮問に答申する機関として、当社代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント及びコンプライアンスの全社統括責任者としてリスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選定しております。

また、コンプライアンスの相談・通報窓口として、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員、担当部門及び社外の弁護士へのホットラインを設置しております。さらに、『大同特殊鋼企業倫理憲章』及び『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、全従業員及びグループ各社に周知徹底しております。

併せて、重大事故が発生した場合に備え、関係者のいち早い情報の共有化、スピーディーで且つスムーズな対応処置、及び、企業活動への影響の最小化を目的として「重大事故発生時の緊急対応体制規程」を定め、全社及びグループ各社に周知しております。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に対応した当社及びグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」にて定め、「内部統制委員会」を設置しております。

今後も当社グループ全体としてのリスク管理体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、以下のとおり、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は特殊鋼鋼材事業、電子・磁性材料事業、自動車部品・産業機械部品事業、エンジニアリング事業、新素材事業及び流通・サービス事業と多岐に亘り、また、上記Ⅱ.に記載のとおり、当社が実施する上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資する取組みも複雑且つ多岐に亘っております。

したがって、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株

主の皆様が、多岐に亘る当社の事業の状況及び当社が具体的に実施している取組みを踏まえた当社の企業価値を把握することは困難であり、株主の皆様が、当社の企業価値及び大規模買付行為の提案内容を十分理解された上で、当該提案に応じるか否かを短期間のうちに適切にご判断されることは極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を発動する必要があるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を防止するために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い若しくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、本対応方針は、これ

らの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Ⅰ.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、添付ご参考資料 2 をご参照下さい。

2. 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く手続は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載して頂きます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位 10 名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。)を含みます。)

¹ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付して頂きます。

(2) 大規模買付情報の提供

上記(1)の大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から 10 営業日²(初日不算入)以内に、当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(1)(i)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近 2 事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示して頂いた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性(法令上必要となる許認可等の取得の

² なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

見込みを含みます。)に関する意見を含みます。)

- ③ 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載して頂きます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載して頂きます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載して頂きます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載して頂きます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑧ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断される場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を公表いたします。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて合理的に必要な期間(但し、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間(いずれの場合も初日不算入)とします。)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要

に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会(下記 4. (1) (i)をご参照下さい。以下同じです。)に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間及び当該延長の理由を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会(下記Ⅲ. 3. (1) (i)②において定義されます。以下同じです。)を招集する場合には、下記 3. (1) (iii)をご参照下さい。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記 4. (1) (ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、(ア)大規模買付者が大規模買付ルー

ルに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、又は、(イ)下記 4. (1) (ii)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができますものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。具体的には、別紙 1 に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、上記対抗措置を発動することができるものとします。

かかる場合、下記 4. (1) (ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、(ア)下記 4. (1) (ii)に定める当社取

締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合、又は、(イ)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができますものとしします。

(iii) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとしします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後 60 日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとししますが、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとしします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとしします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合においては、上記 2. (3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとしします。

(2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は別紙 2 に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

4. 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。なお、本対応方針導入時の特別委員会委員の候補者及び各委員の略歴は、添付ご参考資料 3「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします(但し、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。)

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、及び、当該対抗措置発動の必要性・合理性を説明した上で、対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の同意を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の

上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、当該諮問事項に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

(i) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成23年5月9日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(ii) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記3.(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

(3) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主

の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、上記①又は②の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、対抗措置の維持の是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

但し、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、割当期日(別紙 2 第 1 項において定義されます。以下同じです。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

(4) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成 25 年 6 月に開催予定の当社第 89 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規

則に従って速やかに公表いたします。

5. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める大規模買付情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記 1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記 4. (2) に記載のとおり、平成 23 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。

また、上記 4. (2) (ii) に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

さらに、上記 4. (4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成 25 年 6 月に開催予定の当社第 89 期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社定款においては、取締役の任期を選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めており、本日現在の当社取締役の任期は、第 88 期定時株主総会(平成 24 年 6 月開催予定)の終結時までとなっております。そのため、本対応方針の有効期間の満了前であっても、上記定時株主総会における取締役の選任を通じて、本対応方針の継続に関して株主の皆様のご意向を示して頂くことも可能です。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記 3. (1)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) 特別委員会の設置

上記 4. (1)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4. (4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成 25 年 6 月に開催予定の当社第 89 期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、い

つでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、当社は、当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 4. (3)に記載のとおり、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回することがありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様が、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ての中止又は撤回を行うことはありません。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使して頂く(その際には一定の金銭の払込みを行って頂きます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に公表いたします。

7. その他

本対応方針は、平成 23 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において社外取締役 1 名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に同意する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以 上

(別紙1)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価値

値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合

- (8) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (9) その他(1)ないし(8)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

(別紙 2)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における最終の当社の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者³、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者⁴、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者⁵(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

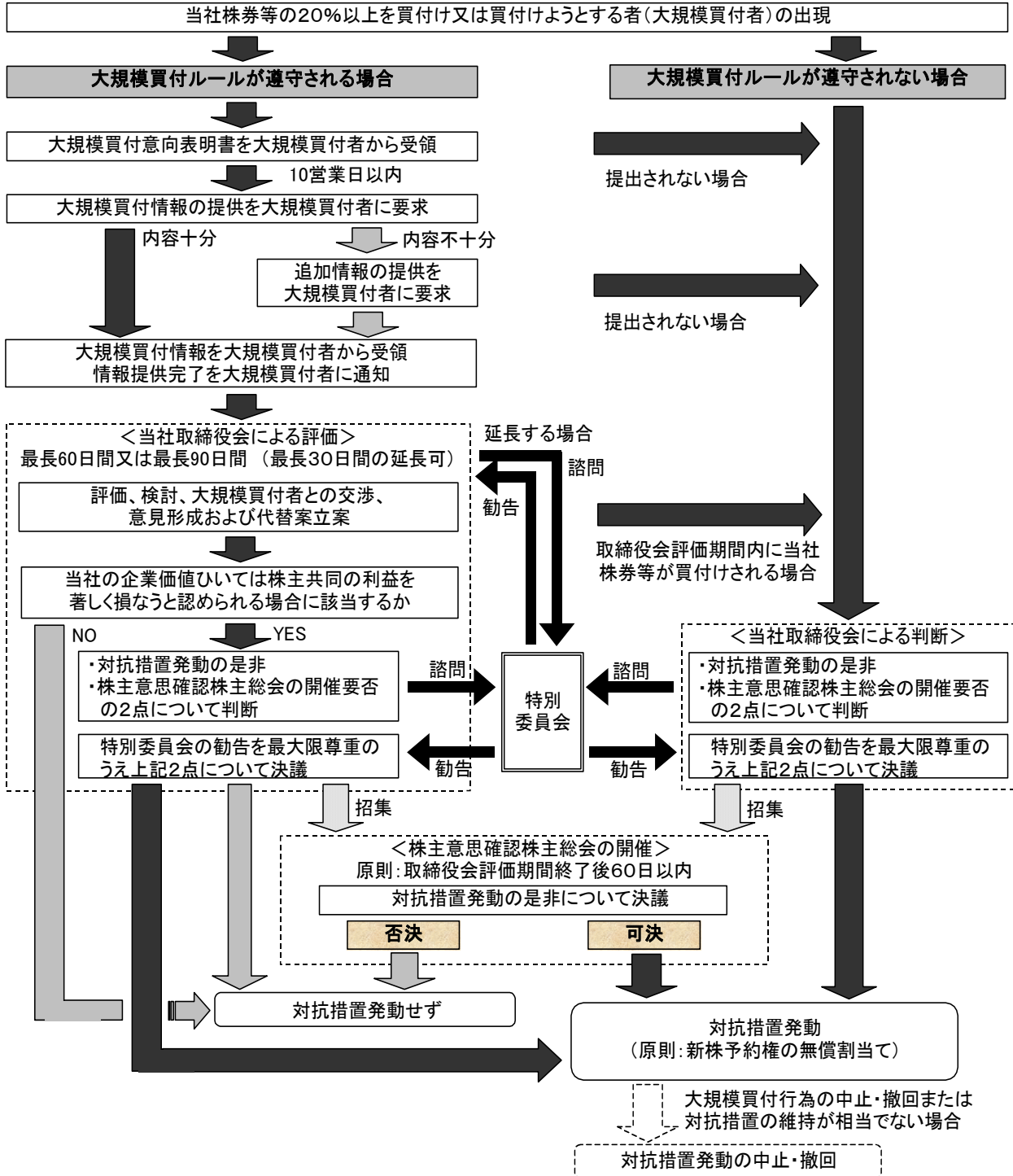
³ 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

⁴ 公開買付け(金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。)をいいます。

(ご参考資料 1)

本対応方針に係る手続の流れの概要



(注) このフローチャートは、本対応方針の概要を記述したものです。本対応方針の詳細につきましては、本文をご参照ください。

(ご参考資料 2)

当社の大株主の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
新日本製鐵株式會社	44,298	10.2
明治安田生命保險相互會社	20,759	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	18,246	4.2
株式会社みずほコーポレート銀行	15,543	3.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,058	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,504	3.1
本田技研工業株式会社	13,053	3.0
日本発條株式会社	12,697	2.9
トヨタ自動車株式会社	8,690	2.0
株式会社デンソー	8,000	1.8

以 上

(ご参考資料3)

特別委員会委員の略歴

氏名 赤羽 昇 (あかはね のぼる)
略歴 昭和37年4月 日本陶器株式会社 (現リタカカンパニーリミテド) 入社
平成6年6月 同社取締役
平成9年6月 同社常務取締役
平成12年6月 同社専務取締役
平成14年4月 同社取締役副社長
平成14年6月 同社代表取締役副社長
平成16年6月 同社代表取締役社長
平成20年6月 同社代表取締役会長 (現職)

氏名 服部 豊 (はっとり ゆたか)
略歴 昭和42年4月 名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所
昭和46年12月 服部豊法律事務所設立 (現在に至る)
昭和63年4月 名古屋弁護士会副会長
平成17年6月 当社補欠監査役 (現職)

氏名 橋爪 優 (はしづめ まさる)
略歴 昭和41年4月 株式会社東海銀行入行
平成6年6月 同行取締役本店公務部長
平成8年6月 同行常務取締役本店公務部長
平成10年6月 同行常任監査役
平成13年6月 当社常勤社外監査役 (現職)

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別な利害関係はありません。

以 上